

第 1 4 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和 2 年 3 月 2 5 日 (水)

2. 招集日時 午後 1 時 3 0 分

3. 招集場所 役場 3 階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (10 番) 山田 一夫

会長職務代理者 (9 番) 笹山結実男

1 番 安田正一郎、 3 番 細谷地 司、 4 番 内澤 初蔵

5 番 下谷地敦雄、 6 番 福田 光雄、 7 番 苅谷 雅行

8 番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1 番 坂本 武道、 2 番 木村 正司、 3 番 大久保 広

5 番 寺澤 正幸、 6 番 古里 典子、 7 番 工藤 郁子

8 番 増尾 勝男、 9 番 本田 健耕、 10 番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2 番 畑林 悦男

農地利用最適化推進委員：

4 番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 圃田菜穂実、 臨時職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

それではただいまより、第 1 4 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後 1 時 3 0 分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、8 名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員からは、欠席の報告がございました。

細谷地委員からは少し遅れる旨の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9 名の出席となっております。

なお、太田委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 4 番 内澤初蔵委員 5 番 下谷地敦雄委員のお二方をお願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

それでは議案書の1ページをご覧くださいと思います。まず初めに訂正を1カ所お願いします。番号1の右の備考欄、金額のところですが、10a当りの金額が14万5千円になります。申し訳ございません。それでは、番号1から読み上げます。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は1,377㎡。こちらは、売買での所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。こちらの売買金額は20万円となります。現地確認については、太田委員、福田委員をお願いしてございます。

併せて、番号2も関連する案件となっています。

番号2番、大字〇〇第〇地割の畑になります。面積が2,875㎡。こちらは3年間の使用貸借となってございます。貸付人が〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇。期間は3年間。借受人は農地を持たない方で、番号1の農地の譲り受けに際してこれだけでは下限面積に達しないということもありますので、貸付人から借受けして、併せて耕作をしていく内容となってございます。

続きまして、2ページ目のほうをご覧くださいと思います。

番号3、こちらは〇〇地区になります。場所は、大字〇〇第〇地割の田んぼ、面積が1,189㎡。同じく田んぼで421㎡。同じく田んぼで381㎡。大字〇〇第〇地割の畑で面積が10,738㎡。同じく畑で5,849㎡。同じく田んぼで3,940㎡。第〇地割の畑で5,153㎡。同じく畑で4,808㎡。同じく畑で7,679㎡。合計で田んぼが4筆、畑が5筆、面積合計で40,158㎡になります。こちらは、譲渡人の〇〇〇〇から譲受人の〇〇〇〇への所有権移転となります。祖父と孫による親族間での贈与ということとな

ってございます。こちらの現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

続きまして3ページのほうをご覧くださいと思います。

番号4、こちらも親族間による所有権移転、親子間の贈与となります。場所は、大字〇〇と大字〇〇の大きく2カ所に分かれております。大字〇〇第〇地割の畑で255㎡。同じく大字〇〇第〇地割の畑で267㎡。同じく大字〇〇第〇地割の畑で255㎡。次に、大字〇〇第〇地割の田んぼで、1,041㎡。同じく田んぼで283㎡。同じく田んぼで987㎡。同じく田んぼで970㎡。同じく田んぼで981㎡。同じく田んぼで619㎡。同じく田んぼで654㎡。同じく田んぼで854㎡。合計で、田んぼが8筆、畑3筆。全体面積で7,166㎡となります。譲渡人は、〇〇〇〇。譲受人は、〇〇〇〇となります。現地確認につきましては、大久保委員と畑林委員にお願いしてございます。

続きまして4ページになります。

番号5、こちらも親族間の贈与による所有権の移転となります。場所は、大字〇〇第〇地割の畑で1,271㎡。同じく畑で2,359㎡。同じく畑で236㎡。同じく畑で594㎡。大字〇〇第〇地割の田んぼで2,469㎡。同じく畑で5,870㎡。同じく田んぼで7,017㎡となります。合計で田んぼが2筆、畑が5筆。合計面積が19,816㎡となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。こちらの現地確認については、大久保委員、畑林委員にお願いしてございます。

続きまして5ページになります。

番号6、こちらも親子間の、親族間の贈与による所有権移転となります。場所は、大字〇〇第〇地割の畑で1,078㎡。同じく第〇地割の田んぼで690㎡。同じく第〇地割の登記簿上は田んぼで、現況が宅地となつてございますが、こちらは農業用機械用の建物がございまして、面積が153㎡。同じく第〇地割の田んぼで840㎡。同じく第〇地割の畑で968㎡。同じく畑で972㎡。同じく田んぼで3,964㎡。同じく畑で729㎡。同じく畑で2,888㎡。同じく第〇地割の田んぼで1,992㎡。同じく田んぼで1,574㎡。同じく田んぼで451㎡。合計で田んぼが7筆、畑が4筆。合計面積ですが、申し訳ありませんが3行目の、登記簿が田で、現況が宅地となっている153㎡部分がこの合計部分から抜けてございました。これを入れますと、12筆合計で16,299㎡になります。内訳中の田に、3行目の153㎡を足していただいて、田んぼが8筆で10,393㎡に訂正をお願いします。現況が宅地となつておりましたので、集計数値にこれに入らない形で印刷してしまいました。申し訳ございません。全部で12筆、面積が16,299㎡の所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇への贈与となります。現地確認は、坂本委員、西舘委員にお願いしてございます。

続きまして6ページになります。

番号7、こちらも親族間、親子間での所有権移転となります。大字〇〇第〇地割の畑3,120㎡。同じく畑で517㎡。同じく畑で114㎡。同じく田

んぼで6 4 4 m²。同じく田んぼで2, 6 6 5 m²。同じく田んぼで2, 3 7 6 m²。大字〇〇第〇地割の田んぼで1, 4 8 5 m²。同じく田んぼで1, 1 4 3 m²。同じく田んぼで4, 2 2 3 m²。同じく畑で2, 1 9 1 m²。同じく畑で3, 9 5 6 m²。同じく田んぼで1, 6 4 8 m²になります。合計で、田んぼが7筆、畑が5筆。合計面積で2 4, 0 8 2 m²になります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇となります。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。続きまして7ページになります。

番号8、こちらも親子間の贈与、所有権の移転となります。場所は大字〇〇第〇地割の畑1, 0 5 9 m²。同じく第〇地割の田んぼで6 5 9 m²。同じく田んぼで7 4 4 m²。大字〇〇第〇地割の畑で1 3, 3 6 1 m²。合計で田んぼが2筆、畑が2筆。合計面積で1 5, 8 2 3 m²になります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇となります。こちらの現地確認は、大久保委員と畑林委員にお願いしてございます。

続きまして番号9。こちらは大字〇〇第〇地割の田んぼ2筆になります。面積が、1, 0 1 7 m²と8 3 9 m²。合計面積で1, 8 5 6 m²。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人の〇〇〇〇へ売買による所有権移転となります。金額につきましては、2筆合計で3 0万円。1 0 a 当り1 6 万1 千円ほどとなっております。こちらの現地確認は、古里委員と内澤委員にお願いしてございます。

議案書8ページ、番号1 0になります。こちらは、売買による所有権の移転となります。場所は、大字〇〇第〇地割の畑、5, 1 5 7 m²。同じく畑で2, 9 9 9 m²となります。合計面積で8, 1 5 6 m²となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。対価金につきましては2筆合計で1 6 0万円。1 0 a 当りで1 9 万6 千円ほどとなります。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

以上が農地法第3条の規定による許可申請1 0件となります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、番号1 と番号2 については太田委員と福田委員に、番号3 と番号7 については増尾委員と細谷地委員に、番号4 と5 と8 については大久保委員と畑林委員に、番号6 については坂本委員と西舘委員に、番号9 については古里委員と内澤委員に、番号1 0 については、本田委員と私が依頼されております。それぞれ報告を委員ごとにまとめてお願いいたします。

福田委員 番号1 の現地確認について報告致します。場所は、〇〇地区内にあります。〇〇公民館のところから町道に入って5 0 mの所にある農地です。北側は宅地と畑。南側は宅地と畑。西側は畑。東側は宅地となっております。確認者の意見として、譲受人は、3 年前に軽米から〇〇に転居して、父親は、年中出稼ぎに行っている家だそうです。3 人暮らしですが、家族としては家庭菜園として利用することで畑を譲り受けるということで、周辺に支障がないと思われるた

め許可相当と考えられます。

番号2ですけれど、国道から町道に入って100mぐらい入った所にある農地です。北側、南側、西側とも畑、東側は宅地と畑となっております。先ほど事務局でも説明したように面積要件が足りないということで、借受人は貸付人から農地を借りて増やしてやるということで、農業経験はないために周囲の人、又は部落の皆さんから指導をしてもらい農業をやりたいということを言っております。周辺農地には支障がないと思われ許可相当と考えられます。

よろしくお願いします。

増尾委員 番号3についてご報告を申し上げます。本件については、3月18日に細谷地委員と私の2名で現地確認を行っております。位置、周囲の状況でございますけれども、農地は〇〇地区内の3カ所に点在しております。1カ所は主要地方道の〇〇交差点から〇〇方面に向かって3kmほどの、道路を挟んだ左側に田んぼがあり、右側が畑となっております。2カ所目と3カ所目は、町道に接する大字〇〇第〇地割内で道路の左側に畑が点在しております。周囲はほぼ山林となっております。確認者の意見でございますけれども、祖父と孫のいわれる親族間の贈与でございます。譲受人は34歳で担い手農家として、また地域の若手リーダーとして活躍しています。労働力は、本人と両親の3人で酪農と水稻に取り組んでおりまして、農業機械はトラクターを始め一式保有しております。畑には、飼料作物のデントコーン等を栽培しております。経営者の若返りで農地の効率的利用が見込まれ、また周囲の支障等も無いものと思われまます。以上のことから本件は許可相当であると考えます。

番号7についてご報告をいたします。3月18日、細谷地委員と私の2名で現地確認を行っております。位置周囲の状況でございますが、農地は〇〇地区内の2カ所でございます。1カ所は大字〇〇第〇地割内。具体的に申し上げますと、主要地方道の〇〇交差点から〇〇方面に向かって300m程度移動したところで、道路を挟んだ左側は畑、右側は田んぼとなっております。周囲はほぼ山林となっております。もう1カ所でございますけれども、大字〇〇第〇地割内で、先述の場所から400m程度東側に入ったところに田畑がございます。周囲は、山林となっております。確認者の意見でございますけれども、親子間の贈与でありまして譲受人は56歳と働き盛りであり、現在町外に通勤、会社勤めを行っております。農業機械はトラクターを始め一式所有しております。土、日はもちろん農作業の繁忙期には農業に積極的に従事し、水稻のほか施設園芸の雨よけほうれん草等に取り組んでおります。譲受人の両親も健在で、贈与後も手伝うとのことであり3人の労働力となっております。経営者の若返りで効率的利用が見込まれ周囲の支障も無いと思われまます。以上のことから本件は許可相当であると考えます。

以上です。

大久保委員 番号4、番号5、番号8について、3月19日に畑林委員と現地確認をして

きました。番号4についてですけれど、場所は〇〇地区内で、町道から5.5mの所にあり、東西南北ともに田んぼに囲まれております。畑につきましては、周囲は宅地になっています。確認者の意見でございますけれど、譲受人は、田につきましては全て耕作されています。畑につきましては、家庭菜園及び自己保全となっています。周辺農地の支障ですけれど、現在耕作しているので問題なしと確認したところであります。よって許可相当と考えます。

番号5ですけれど、場所は〇〇地区内、町道から6mの所にあり、周囲の状況は、東側は水田と畑、南側と北側は山林となっています。確認者の意見ですけれど譲受人は全ての農地に水稻と葉たばこを作付しています。営農計画から見ても効率的に利用できるかと判断いたしました。周辺の農地の支障ですけれど、周辺農地についても現在耕作しているので支障はないと見て許可相当と考えます。

番号8ですけれど、場所は〇〇地区。県道から100mの所にあり、周囲の状況は、東側は山林で、西、南、北とも水田になっています。確認者の意見ですけれど、譲受人は、現在自己保全管理しています。畑につきましては一部家庭菜園で使用しています。〇番の農地は、牧草地として他人に貸しているということです。周辺農地の支障ですけれど、現在も管理されているので問題なしと確認いたしました。よって、許可相当と考えます。

坂本委員 それでは、番号6について説明いたします。位置ですけれど、〇〇地区の旧〇〇学校より半径1km以内、6カ所に点在しております。説明の便宜上、上から順に番号を振って説明いたします。申し遅れましたが、現地確認は昨日、事務局と西舘委員と私と3人で行いました。①番ですけれど、〇〇バス停より10mの高台にありまして、東側と南側は県道になっております。北側と西側は山林となっております。次に②、③、④ですけれど、旧〇〇学校より〇〇方向へ500mにあり、四方が田んぼとなっております。⑤は申請人の自宅裏にあり、東側と南側は宅地、西側と北側は畑となっています。⑥は〇〇の裏になっていまして、東側と西側は休耕田、南側と北側は山林となっています。⑦⑧⑨につきましては、旧〇〇学校の裏側で、東側と南側は田んぼ、北側は畑、西側は山林となっています。なお⑦と⑧につきましては、現在休耕田となっておりまして草が多少生えている状態になっていましたので、たまたま所有者がおりましたので、草刈り等の管理をして自己保全に努めるようお願いしたところです。⑩と⑪と⑫は、旧〇〇学校より〇〇方面に向かって500mの地点にありまして、四方が田んぼとなっております。確認者の意見ですけれど、親子間の贈与であり今までも譲受人が経営の中心となっておりまして農地の効率的利用が見込まれます。今までも、農地として利用しており周辺農地への効率的・総合的な利用に支障はないと思われますので許可相当と考えます。

よろしくお願い致します。

古里委員 番号9について説明いたします。3月21日、内澤委員と事務局と私と3人

で現地確認を致しました。譲渡人は、ずっと船員、船乗りだったので、農業にはあまり従事したことがない方です。場所ですけれど〇〇地区の〇〇と私たちが言っていますけれど、そこに位置しております。西側は〇〇川が流れており、南と東と北側は田んぼに囲まれております。譲渡人は、今までは親類の方に耕作してもらっていましたが、その方が体調を崩し、譲渡人の所には農機具類は一切なく耕作ができないとのことで、譲受人も親類関係にあたりますので、お願いしたとのことです。譲受人は今のところ勤めており、土、日には帰ってきておりますが、主に奥さんの方が水稻生産組合の力を借りながら一生懸命耕作しておりますので、すべてが効率的に利用できると思います。周辺農地は、近くに譲受人の田んぼが3カ所くらいありますし、周囲は全て田んぼですので、支障は全くないと思われます。よって、相当であると見てまいりました。

よろしくお願いします。

本田委員 番号10の報告をします。3月23日、山田委員と事務局職員と現地確認をしました。場所は、〇〇バイパスから〇〇方面のほうに向かって、ちょうど高速道路の〇〇の手前50mぐらいの右側の所でございます。○番の面積2,999㎡の農地が道路沿いにあります。その上側に○番の面積5,157㎡がございます。周囲の状況でございますけれど、東側は農道がございます。西側は山林、南側は畑でさらに奥のほうには太陽光発電パネルが設置されております。北側は山林があり、その上側は譲受人の建設予定地となっています。確認者の意見ですが、現在の譲受人の農地が自家用野菜だけ耕作しているほかは、他人に貸しているというふうなことでございます。今回の申請は、ブロイラーの鶏舎を建設するにあたり一体となつてございまして、今回取得される農地も山林と含めて取得する経緯となったとのことでございます。

番号2でございますが、周辺農地の効率的・総合的利用に支障はないかという点でございますが、○番の面積5,157㎡のほうはよく管理されており今からでも作付が可能となつてございます。農道沿いにある○番の面積2,999㎡は現在、非農地のような状況でありますので、譲受人に対して農地に復元できるようお願いをしたところでございます。周辺には、農地が無く支障はないと見ました。よってこの申請は、許可相当であると認めざるを得ないと考えますので皆さんのご審議をお願いします。

以上です。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 3 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 4 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 5 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 6 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 7 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 8 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 9 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 1 0 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は 9 ページになります。併せて、位置図が 1 0 ページのほうに地図を付けてございます。もう一つ別資料を、一枚物で平面図のほうを 1 枚お配り

しておりますのでこの3つで説明をしたいと思います。場所については〇〇地区になります。10ページの図面でいきますと、〇〇地区の消防団屯所の道路向いという場所になります。住所でいきますと、大字〇〇第〇地割、地目は田んぼとなっておりまして、面積は300㎡。申請人が〇〇〇〇。転用の目的ですけれども、その他分類不能となっておりますが、システム上これが該当するというので、施設等につきましてはその下にございますように事務所、トイレ、駐車場、通路ということになります。配置図につきましては、別紙の配置図のほうをご覧くださいと思います。転用の理由になりますけれども、空き家の相談及び宅地建物等取引についての事務所を始めたいということで、その用地として転用をする内容となっております。空き家の相談に係る宅地建物取引等の資格につきましては、今取得をしたところであり証明書等が届いているということでその写しを提出していただいております。農振農用地区域外にありまして、農地区分は第2種農地と判断してございます。面積につきましては300㎡で、配置図をご覧くださいますと、元々一つの筆だったんですが、転用に向けて斜線で囲った部分を分筆したということになってございます。現地確認につきましては、坂本委員、西舘委員をお願いしてございます。

以上が、議案第2号の案件となります。よろしくお願い致します。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、坂本委員と西舘委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

坂本委員 番号1について報告いたします。昨日ですけれども、事務局と西舘委員と私の3人で現地確認を行いました。位置ですけれども、〇〇地区の〇〇バス停より県道を挟んだ真向かいで、東側と北側は田んぼ、西側は県道、南側は宅地となっております。事務局からも説明がありましたように、近年全国的に大きな課題となっている空き家対策の相談及び助言や宅地建物の取引に関わる事務所の設置であり事務所、トイレ、駐車場4台分として使用するため、300㎡を分筆したものであります。転用する農地は、位置的な問題はなく転用行為の妨げとなるものもありません。事業内容から面積は必要最小限と思われます。また隣接農地への被害防除については、法面を設けて土砂流出防止に努めるということでございますので、許可相当と思われます。

 よろしくお願い致します。

議長 ただいま、報告を申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

議長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。なお、番号6については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。番号1から番号5まで、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案第3号、議案書の11ページから12ページにかけてとなります。番号5まではいずれも新規となります。

番号1になります。大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は3, 545㎡。利用権を設定するもの、所有者は〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、使用される方ですけれど、〇〇〇〇になります。賃貸契約となりまして、期間は5年間。賃貸料につきましては、10a当り5千円、年額にして1万7千円余りとなります。こちらの現地確認は、太田委員、福田委員にお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は5, 157㎡。こちらの所有者は〇〇〇〇、借受人は〇〇〇〇になります。こちらと同じく5年間で10a当り5千円の賃貸借契約となります。現地確認は、太田委員、福田委員にお願いしてございます。

続きまして番号3、場所は大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は2, 101㎡。所有者は〇〇〇〇。使用される方は〇〇〇〇になります。期間は5年間の賃貸借で、賃借料は年額1万円、10a当り4, 769円相当になります。こちらの現地確認は太田委員、福田委員にお願いしてございます。

続きまして議案書の12ページ、番号4になります。大字〇〇第〇地割、地目は田んぼになります。面積は4, 949㎡。所有者の方ですけれども、〇〇〇〇。使用される方は〇〇〇〇。こちらは3年間の使用貸借となります。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

番号5、大字〇〇第〇地割の田んぼになります。面積は3, 423㎡。こちらは法定相続人の方との申請になりまして、現在は〇〇名義になってございます。〇〇〇〇さんが奥さんになりますが、その方から借受けるということになります。こちらは5年間の賃貸借となりまして、年額で3万円。10a当たり8, 764円ほどとなります。現地確認は、古里委員と内澤委員にお願いしております。

以上、番号1から番号5まで、新規での利用権貸借の設定になります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1から番号5まで一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、番号1から番号5までは原案のとおり決定いたします。
 続きまして、番号6については除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書12ページの番号6になります。こちらは大字〇〇第〇地割の畑、2筆分になります。一筆が2, 243㎡、もう一筆が3, 147㎡。合計で、5, 390㎡になります。こちらは更新となりまして、昨年12月で賃貸借が満了したものになります。新たに使用貸借によって5年間の利用権設定する内容となっております。所有者の方は〇〇〇〇。使用する方、利用権を設定する方が〇〇〇〇になります。こちらの現地確認は、古里委員、内澤委員にお願いしたところでございます。

 以上、番号6について、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。
 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第4号、適用外証明交付申請の承認について3件ございます。番号1ですけれど、大字〇〇第〇地割に4カ所ございます。こちらは旧〇〇地区の場所になります。一つが畑になりまして1, 988㎡。田んぼが945㎡。同じく田んぼで858㎡。同じく田んぼで157㎡。合計で、田んぼが3筆、畑が1筆、面積で3, 948㎡になります。場所につきましては、15ページの位置図のほうを参考にご覧いただきたいと思います。〇〇橋を〇〇集落から渡りまして右手の位置になります。場所は大きく2カ所に分かれてございます。それぞれ地番のほうをふってございますので、参考にご覧いただきたいと思います。

所有者の方、願出人が〇〇〇〇、〇〇市の在住になります。非農地の事由ですけれど、〇〇の建設に伴って家屋等の移転があったということです。それ以来、耕作をしない状態になったということで、現在の山林の状態になったという経過でございます。現地確認につきましては、本田委員、山田委員にお願いしてございます。

続きまして番号２、場所は〇〇地区になります。１６ページの位置図のほうも併せてご覧いただきたいと思います。まず一つめが、大字〇〇の畑、３，７３７㎡。同じく畑で９９４㎡。どちらも隣り合った場所になります。もう一つが、大字〇〇第〇地割の田んぼ１，７８２㎡。合計で６，５１３㎡となります。所有者の方は〇〇〇〇で、町外にお住まいです。当該地につきましては、父親が所有していた昭和６０年ごろから耕作ができなくなり、６３年に贈与を受けたということですが、ご本人は出稼ぎ等で耕作することが出来ないまま現在に至ってしまったという経過でございます。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。

続きまして、議案書の１４ページ、番号３になります。場所につきましては、１７ページの位置図のほうをご覧いただきたいと思います。住所は、大字〇〇第〇地割の畑、登記地目は畑になります。面積が２，７３１㎡。所有者の方は、〇〇〇〇。非農地になった事由ですけれど、昭和５５年に父親から贈与を受けているが、耕作出来ないままに現在に至って、雑木等が生い茂ったという結果となってございます。現地確認につきましては、古里委員と内澤委員にお願いしてございます。

以上の３件についてご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、番号１と番号２については本田委員と私が、番号３については古里委員と内澤委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

本田委員 番号１の報告をします。先ほど、事務局から説明があったように、場所は〇〇橋を渡って〇〇方面に向い右折して〇〇橋から大体８００ｍぐらいのところ、〇〇集落に向かう道路から少し右側に３００ｍから４００ｍぐらいのところにある、今は接続する道路もない田んぼでございます。崩落していてようやく確認されたような場所でございます。周囲は山林原野となっておりますが、伐採されて植林もされていない状況の所でございます。〇〇集落のほうに下がっていきますと、今は集落はないですけれど、その集落の上の方に願出人が耕作している田んぼが２枚ございまして、その両脇に畑で１，９８８㎡というのがあります。そして、田んぼの１５７㎡がございまして。畑のほうには、自然と杉が生えたんだと思いますが、大体３０年ぐらいの杉の木が立っております。田の１５７㎡のほうには、雑木が立っているというふうな状況でございます。いずれ、農地以外になってから長年経過した土地で、これから農地に戻すことは困難あると認められます。また、周囲への農地の影響は無く、許可相当

であると見てまいりました。

次に番号2、〇〇〇〇さんの所ですけれど、面積は3, 737㎡と994㎡の2筆に関しては、〇〇集落から〇〇方面に向かって500mくらいのところ。〇〇地区から上がりまして、〇〇の頂上の所を下がった左側に場所がございます。山林原野となっていますけれど、いずれ去年の冬あたりに30年ぐらいの杉の木が伐採された跡があつて、伐採した枝なんかもきれいに脇に寄せてございました。切り株もきれいに見える状況でございます。申請にあたっては、できれば木が立っていればよかったんですが、現状はその痕跡が残っているということでございます。結論でございますが、農地以外になってから長年経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、周囲の農地への影響は無く許可相当であると見ました。それから、畑の1, 782㎡がございますけれど、その場所にはちょっと今回は現地確認に行けなかったです。あちこち車で回ったんですけれど、道路状況が悪くてその場所には行けなかったということでした。状況としては同じような状態ではないかなと思っていました。いずれ、また見ることになれば、再度現地を確認したいと思っておりますけれど、そういうことで皆様のご審議をお願いしたいと思っております。

以上です。

事務局

補足させていただきます。大字〇〇第〇地割の場所は、議案書16ページの図面ですと、右側の場所になります。こちらは、今報告にありましたように実際に目の前までたどり着けなかったという所でございます。その後、昨日ですが、ご本人がいらしていただきましてお話いたしました。実際、軽トラでも入っていけるかどうかというようなお話をしまして、最終的に適用外証明を出した場合に写真を付けて、県北広域振興局のほうに提出しなければいけない状況にありますので、再度、今月28日にご本人と事務局とで一緒に行つてですね、現地のほうの写真を撮つて確認はしたいと思っております。その場所は、航空写真で見ると完全に木は生えている状況ということは今現在確認しておりますので、総会に今回かけてはおりますが、この1筆につきましては、今月28日に再度確認する予定としてございます。そういった状況にありますので、併せて説明とさせていただきます。

古里委員

番号3、〇〇〇〇さんの案件ですけれど、場所は町道を〇〇方面から向かつて、左側に方に入ったところにあります。願出人のご両親が元気な時は、耕作されておりましたけれど、父親が亡くなってからは全然耕作が出来ないまま40年近く経過してしまったということです。その間に雑木が生い茂ってしまったということで、昭和55年ごろからなのかなということでございます。農地以外になってから長年経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、周囲の農地への影響は無く許可相当であると見てまいりましたのでよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号2についてですが、実際、現地までたどり着けなかったんですが、航空写真で確認した限りでは山と一体になっているんですよ。これでもう判断していただくかどうかということです。ご異議がなければ、認めるということで。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　番号3について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 　　日程第7、議案第5号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更に
対する意見について、上程いたします。

本議案については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の3名は、一時退席をお願いします。

〔 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 退席 〕

議 長 　　朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　それでは議案第5号になります。議案書のほうは、18ページと19ページ
になります。農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更の事前協議という
ことで、町長より農業委員会のほうに意見の照会があったものになります。転
用に向けた農振区域からの除外の手続きということになります。

内容につきましては19ページをご覧くださいと思います。件数は1件
となります。申請人は、〇〇地区の〇〇〇〇の申請となります。農地の所有者
につきましては〇〇〇〇。こちらは〇〇在住の方になります。場所になります
けれど、大字〇〇第〇地割の田んぼで、面積が1,587㎡。同じく田んぼで
1,427㎡。同じく畑で1,897㎡。田んぼで1,425㎡。同じく第〇
地割の畑で454㎡。同じく畑で404㎡。同じく第〇地割の畑で7,847
㎡。同じく田んぼで3,370㎡。同じく畑で1,308㎡。合計で9筆とな
りまして、面積は19,719㎡となります。農地区分としては、第2種農地

ということで判断されるものと考えてございます。用途は、山林への転用で、カラマツの植林を行う内容となっており、それに向けて今回の申請は、農振農用地から農用地区域外への除外の申請の内容となります。場所につきましては、おおざっぱに申し上げますと、〇〇地区から〇〇〇〇に向かって、〇〇川を渡った周辺になります。そして少し上がったところに第〇地割の農地2筆がございます。以上が申請者と申請農地の場所になります。こちらの現地確認につきましては、古里委員と内澤委員にお願いしたところでございます。なお、除斥になりました委員につきましては、申請人との関係があるということで除斥いただいた形となります。

以上、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、説明いただいたとおりでございます。ご意見を伺います。
荻谷委員。

荻谷委員 事前協議というのは、どういうことか。

事務局 まず今回の協議を受けて、農業委員会のほうでは現地確認を含めて事前協議に対して農地の周囲の状況等に問題ないかどうか、町長のほうに回答を出します。その後、本協議ということで町から県北広域振興局のほか、あと関係機関の農協、森林組合、再度、農業委員会のほうにも本協議ということで意見の照会がされる流れになります。その前の段階で、毎回農振除外にあたっては農業委員会のほうに一度、事前協議が行われ、農地の状況など現地確認を実施しています。今回、今月の総会で事前協議がありましたが、次回以降の総会でこのままいきますと本協議ということで、再度意見照会が来る流れとなります。

西館委員 周りの人は良いつて言っているのか。了解は取ってあるのか。

事務局 周囲の農地所有者の方からの承諾書も添付されて提出されています。

荻谷委員 現況の状況は田んぼなのか、畑なのか。

事務局 畑につきましては、現状としては耕作可能な状況の所もあります。田んぼにつきましては、何年もされていないかなという状況で、田んぼとして使用するには難しいかなというふうな状況になります。あと、畑の454㎡と104㎡と狭い畑が第〇地割内にあるんですが、状態が笹藪の状態になってございまして、周りは南側と西側が田んぼ、北側が山林の状態になってございました。現地確認いただいた委員からも、ここに植林をするとすると周辺農地への影響があると思われるので、植林する際にはある程度配慮して、例えば距離をとって植林した方が良いとの意見はいただいています。

荏谷委員 植林の理由は。

事務局 申請人が、森林経営をしていく中でこの土地を所有して植林をしていくという内容で今回申請が上がっているものでございます。

荏谷委員 所有者との間とは賃貸借か。

事務局 これは所有権移転になるようです。売買です。今回の農地と併せて、山林の部分もございますので、そちらは山林として売買する。今回農地の部分については植林をして山林への転用許可を受けて取得するという内容となっています。

荏谷委員 申請人は農地の取得は出来ないことか。

事務局 そうです。

荏谷委員 だから、山林に転用してからじゃないと売買契約が結べないからこういうのが始まったんですよね。

事務局 転用許可後、植林をする内容となってございます。

荏谷委員 休憩をお願いしたいです。

議 長 休憩いたします。

休憩：午後 2時42分

再開：午後 2時43分

議 長 再開いたします。
番号1について、ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第5号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 それでは〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 復席]

議 長

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
これをもって、第14回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

(午後2時44分 閉会)